

西東京・住基ネットいらぬ！ニュース

2006年3月25日発行 vol.12 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先／小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

西東京市職員が税システムに不正接続 「公務員性善説」神話は崩れた 市のセキュリティ体制に深刻な疑義

西東京市保健福祉部の職員が、庁内の「税オンラインシステム」に不正アクセスしていた事実が明らかになりました。

新聞報道によると、アクセス権限のない職員が「業務を迅速にしたい」との理由で、権限をもつ同僚職員のIDを推測して割り出し、05年6月から計121日間にわたって閲覧を続けていたということです。

市は2月23日付で、この職員と上司らを処分したと発表し、また職員IDを複雑化するなどの措置をとり、情報管理の徹底を図るとしています。

市が自ら内部調査を実施して不正を発見し、当該職員を処分したことについては、いちおう評価してもよいのですが、しかしです。なぜ6カ月もの間、誰にも気づかれずに不正アクセスを続けることができたのか、そして権限外の職員が、簡単に推理して割り出せるようなIDを使い続けていたのはどういうことなのか。大量の個人情報と保有し管理する責任ある立場の市役所としては、あまりにお粗末であると言わざるを得ません。

「わが市にかぎってありえない」とは？

そもそも市は、住基ネットの導入にあたって、個人情報の管理は厳正であり、決して不正アクセスをする職員など存在し得ない、と言っていたのでは？市議会で「わが市の職員にかぎってありえない」などと公言していた議員さんもいました。私たちの裁判のなかでも、被告である市は住基ネットがまった

くプライバシー漏洩の危険がないという論拠として、「公務員は法を遵守する義務があり、漏洩を禁止する法律があるのだから、したがって危険性はない」というロジックを使い続けてきたのです。泥棒を禁じる法律があるから、泥棒はいないのか？私たちがこれまで反論しつづけてきた通り、禁止する法律の存在も、「公務員の善意」も、なんの保証にもならないことはすでに明らかです。

市長名で回答書くる！

2月24日、市に対して、原告の一人から以下のような意見をメールで送信しました。

不正アクセスが6カ月も放置されてきたということは、市の情報セキュリティ対策が不備であったということではないか、公務員性善説はもう成り立たないのではないか、市は情報がさらに外部に流出した事実はないとするが、それはどのような検証を行い、なぜ断定できたのか、オンラインシステムについて不正防止の技術的対策をこれから導入するということが、では従来の住基システムはほんとうに十分な対策がとれているのか、職員の処分は軽すぎる、市のホームページで、不正アクセスの日数及び件数を公表せよ。

これに対して3月7日付けで、坂口光治市長名の回答がメールで届きました（次ページ）。「二度とこのような事態を起こさない」（回答文）ためには、何が必要なのか？ 私たちは市とともに考えていく用意があります。

(H)

市長名での回答

このたび、職員による庁内オンラインシステムへの不正アクセスという不祥事を起こしましたことについて、市民の皆様の信頼を損ね、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 情報流出の確認方法等について

ご指摘のありました情報流出の確認方法、不正アクセスのあった日数および件数は、次のとおりです。

(1) 情報流出の確認方法

税オンラインシステムの分析と関係職員への事情聴取により確認いたしました。

(2) 不正アクセスのあった日数および件数

121日・920件

上記内容につきましては、市ホームページ掲載の「市職員による税オンラインシステムへの不正アクセスについて」の「1 これまでの状況」に加えしました。

2 住民基本台帳ネットワークシステムについて

住民基本台帳ネットワークシステムは、限られたコンピュータ以外からのアクセスができない仕組みとなっております。また、このシステムは、担当する職員を限定したうえで、専用のICカードを使ってシステムにアクセスしております。そして、このカードは所管課である市民課で厳重に管理し、その利用記録についてもきちんと確認しております。

今後につきましては、ご指摘のありました内容を十分に踏まえまして、二度とこのような事態を起こすことのないよう、引き続き個人情報保護とセキュリティ対策の強化に取り組み、信頼していただける市役所になるよう最大限の努力を尽くしてまいります。

平成 18 年 3 月 7 日
西東京市長 坂口光治

よてい表

国賠訴訟 第 9 回口頭弁論

2006 年 4 月 17 日 (月) 10 時 ~

東京地裁 713 号法廷

取消訴訟 第 10 回口頭弁論

2006 年 5 月 9 日 (火) 10 時 30 分 ~

東京地裁 713 号法廷

活動日誌

- 12 / 17 弁護士との意見交換会
- 1 / 17 取消訴訟第 8 回口頭弁論
- 2 / 13 国賠訴訟第 8 回口頭弁論
- 3 / 15 取消訴訟第 9 回口頭弁論

原告被告双方の準備書面は、国賠訴訟は題字下の URL で、取消訴訟は下記の URL に収録していますので、是非お読みください!



とめよう住基ネット西東京市民の会

<http://www1.jca.apc.org/juki85/NishiTokyo/>

取消訴訟・国賠訴訟 第 8 回口頭弁論

取消訴訟で保谷前市長を証人申請

市長は住基ネットの管理責任者

1 月 17 日に開かれた取消訴訟第 8 回口頭弁論で、裁判長は「論点が出尽くした」として結審を示唆、これに対して原告側は保谷高範・前西東京市長と作新学院大学助教授の藤本一男氏（情報システム論）の 2 人を証人として申請することにしました。証人の採否は、5 月 9 日に開かれる第 10 回口頭弁論で明らかにされる予定です。

住基ネット稼働時の市長である保谷氏には、管理責任者としてどのような問題意識をもち、どのような対応をとったかを、また藤本氏には専門家としての立場から、住基ネットの基本構造やその技術的問

題点を訊きます（第 9 回弁論については次号で）。

「費用対効果は市長が判断すべきでない」!

一方、2 月 13 日の国賠訴訟第 8 回口頭弁論では、被告が準備書面（5）を提出。東京大学法学部教授・長谷部恭男氏の意見書を添え、「住基ネットはプライバシー侵害にはあたらない」などと主張しました。また費用対効果については「改正法の審議過程で議論されるべき問題」で「市町村長が判断すべき事項ではない」としています。被告はもともと「行政の合理化」に役立つから適法などと主張していたはず。市が当事者としての責任をまったく自覚していないとしか見えないのは、全く残念なことです。（H）